

温泉利用上の注意事項及び禁忌症等について

1. 関係法令（抜粋）

温泉法

（温泉の利用の許可）

第十三条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

（第2項～第4項、略）

（温泉の成分等の掲示）

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

- 2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

（罰則）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第十四条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）

（第1号及び第4～6号、略）

温泉法施行規則

(温泉の利用の許可の申請)

第五条 法第十三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名し)
- 二 浴用又は飲用の別
- 三 温泉のゆう出地
- 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所
- 五 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行つた登録分析機関の名称及び登録番号

(第2項、略)

(温泉の成分等の掲示)

第六条 法第十四条第一項の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 源泉名
- 二 温泉の泉質
- 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 四 温泉の成分
- 五 温泉の成分の分析年月日
- 六 登録分析機関の名称及び登録番号
- 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 八 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- 十 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
- 十一 **浴用又は飲用の禁忌症**
- 十二 **浴用又は飲用の方法及び注意**

(温泉の成分等の掲示の届出)

第七条 法第十四条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した
届出書を提出して行うものとする。

- 一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所
- 三 前条各号に掲げる事項

2. 関係通知

「温泉法第十四条の運用について」

(昭和57年5月25日環自施第227号 都道府県知事宛 環境庁自然保護局長通知)

標記については、温泉法第十四条の規定の趣旨を踏まえ、温泉の分析検査、温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意の決定、掲示等の事項について公共の用に供する温泉利用施設の管理者に対する指導等の労を煩らわしてきたところであるが、昭和五十三年五月の鉱泉分析法指針の改訂等に伴い、今般これらの事項について下記により取り扱うこととしたので、温泉利用施設の管理者を指導し、分析及び掲示の適正を図られたい。

なお、昭和二十九年六月一八日国発第十四九号厚生大臣官房国立公園部長通知及び昭和四十二年一二月七日国発第九七三号厚生省国立公園局長通知は廃止する。

記

第1 温泉の分析検査

温泉法（以下「法」という。）第十三条の規定により温泉を公共の浴用又は飲用に供することを許可する場合は、必ず分析の有無を確認し、正確な分析を欠くものに対しては利用の許可を与えないこと。

第2 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の決定

- 1 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の決定は、別紙1「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」によること。
- 2 前項による温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意は、法第十三条の規定による利用の許可と同時に必ず医師の意見を徴して決定すること。また、法第十四条の規定により、あらかじめその提示内容の届出があった場合は、掲示内容を審査の上、掲示内容を決定すること。

なお、掲示は当該掲示内容の審査後でなければ掲示せしめないこと。

- 3 現に掲示しているものについては、前二項にならい再検討を行うものとし、是正を要するものについては直ちに必要な措置を講ずること。

第3 掲示（平成17年2月28日付環自整発第050228001号をもって廃止）

第4 法第十四条違反行為に対する措置

法第十四条の違反行為に対しては、法第三十七の規定による罰則を適用することはもちろん、法第二十七条の規定を利用し、法第十三条第一項の許可の取り消し等の処分を行うこと。

第5 その他

1 本通知の適用範囲

本通知は温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用するものとし、医療機関における温泉治療のための利用については適用しないものとする。

2 温泉の適応症の決定

温泉の適応症の決定及び掲示の実施については、都道府県知事の判断によることとし、決定は別紙2「温泉の適応症決定基準」を参考にし、必ず医師の意見を徴した上で行われたい。

(別紙1)

温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準

1 禁忌症の決定基準

温泉の医療効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生体状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、温泉の禁忌症はおおむね別表1一般的禁忌症及び別表2泉質別禁忌症によること。

2 浴用又は飲用上の注意決定基準

温泉には老化現象が認められ、地中からゆう出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。したがって浴用又は飲用上の注意事項はおおむね次によることとし、特に飲用には新鮮な温泉を用いるとともに源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配意を行わせること。

(1) 浴用上の注意事項

- ア 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を一日当たり一回程度とすること。
その後は一日当たり二回ないし三回までとすること。
- イ 温泉療養のための必要期間は、おおむね二ないし三週間を適當とすること。
- ウ 温泉療養開始後おおむね三日ないし一週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴湯反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは三分ないし一〇分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）。
 - (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - (オ) 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
 - イ、高度の動脈硬化症
 - ロ、高血圧症
 - ハ、心臓病
 - (カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(2) 飲用上の注意

- ア 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
- イ 温泉飲用の一回の量は一般に一〇〇mlないし二〇〇ml程度とし、その一日の量はおおむね二〇〇mlないしは一〇〇〇mlまでとすること。
- ウ 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釀して飲用すること。
- エ 以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。
- (ア) 一般には食前三〇分ないし一時間がよい。
- (イ) 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。
- (ウ) 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

別表1 温泉の一般的禁忌症（浴用）

急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期）		
---	--	--

別表2 泉質別禁忌症

	泉 質	浴 用	飲 用
塩類泉	塩 化 物 泉		腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする
	炭酸水素塩泉		ナトリウムー炭酸水素塩泉は塩化物泉に準ずる
	硫 酸 塩 泉 (鉄ー硫酸塩泉及びアルミニウムー硫酸塩泉を除く)		下痢の時、ナトリウムー硫酸塩泉は塩化物泉に準ずる
特 殊 成 分 を 含 む 療 養 泉	二酸化炭素泉		下痢の時
	硫 黃 泉	皮膚、粘膜の過敏な人特に光線過敏症の人 (硫化水素型) 高齢者の皮膚乾燥症	下痢の時
酸 性 泉	硫黄泉に準ずる		